

障害児福祉手当のご案内

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で生活をする児童を対象とする『障害児福祉手当』という制度があります。

対象となる方は、重度の障がいがあることが前提となりますが、障害者手帳の所持は必須ではありません。

該当する要件などによって必要書類が異なりますので、**事前に裏面の問い合わせ先までご相談ください。**

障害児福祉手当について

対象となる方	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にあり、在宅で生活をする児童
対象年齢	20歳未満
手当支給額(令和6年度)	月額15,690円 (5月、8月、11月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。)
手当の認定基準	障がい部位別に認定基準が設けられており、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

所得制限限度額について

障害児福祉手当には所得制限が設けられております。受給資格者となる方、配偶者や扶養義務者に所得制限限度額を超過した方がいると、認定基準に該当する障がい程度であっても、手当の支給を停止します。

手当の新規認定請求について

障害児福祉手当の新規認定請求にあたっては、「新規認定請求書」のほか、部位ごとの専用の「認定診断書」等を提出していただく必要があります。必要書類は各区保健福祉課にお問い合わせいただくか、以下ホームページからご確認ください。

施設に入所している場合

裏面に記載の施設や医療機関へ入所している場合、認定基準に該当する障がい程度であっても認定されません。

 障害児福祉手当制度の詳細は [コチラ](#) 

札幌市 障害児福祉手当



札幌市HP



認定基準



障害児福祉手当を受給することができない施設

施設種別	備考
児童福祉法に規定する障害児入所施設	・入所した施設が左記の施設に該当するかどうかは下記連絡先までお問い合わせください。
児童福祉法に規定する乳児院	
児童福祉法に規定する児童養護施設	
児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設と同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関	・肢体不自由児施設または国立高度専門医療センターもしくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関で、厚生労働大臣が指定する施設です。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する療養介護を行う医療機関	・療養介護を行う病床に限り、手当を受給することができません。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設	・通所の場合は手当を受給することができます。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	・詳細は以下ホームページにてご確認ください。 https://www.nozomi.go.jp/
独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等で進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設	・進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練や生活指導を行う施設です。
厚生労働省組織規則に基づく国立保養所(国立重度障害者センター)	・R6.11.1時点では大分県別府市にある「別府重度障害者センター」のみが該当する施設です。
生活保護法に規定する救護施設	・入所した施設が左記の施設に該当するかどうかは下記連絡先までお問い合わせください。
生活保護法に規定する更生施設	
医療法に規定する病院または診療所で、法令の規定に基づく命令(命令に準ずる措置を含む。)により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの	・医療保護入院や措置入院は資格継続となります。

※1 一時保護は児童福祉法第33条に係る措置に至る前の状態であるため、収容先が省令第1号による施設であっても施設入所には該当しません。

※2 北海道子ども総合医療・療育センター(こどもつくる)について

小児総合保健センターと札幌肢体不自由児総合療育センターを一体化した施設で、本入院及び母子入院は資格喪失となります。

※3 独立行政法人国立病院機構北海道医療センター、独立行政法人国立病院機構函館病院について

入院形態が複数あり資格喪失となる場合があります。入院される場合は下記連絡先までご連絡ください。

お問い合わせはお住いの区の保健福祉課までご連絡ください。

区	電話番号	住所	区	電話番号	住所
中央区 保健福祉課	011-205-3304	中央区南3条西11丁目	豊平区 保健福祉課	011-822-2459	豊平区平岸6条10丁目
北区 保健福祉課	011-757-2464	北区北24条西6丁目	清田区 保健福祉課	011-889-2041	清田区平岡1条1丁目
東区 保健福祉課	011-741-2463	東区北11条東7丁目	南区 保健福祉課	011-582-4743	南区真駒内幸町2丁目
白石区 保健福祉課	011-861-2449	白石区南郷通1丁目南	西区 保健福祉課	011-641-6945	西区琴似2条7丁目
厚別区 保健福祉課	011-895-2481	厚別区厚別中央1条5丁目	手稲区 保健福祉課	011-681-2492	手稲区前田1条11丁目

※中央区は令和7年2月21日(金)までは仮庁舎(中央区大通西2丁目)で業務を行っています。